

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
福島市	ない							低い	ある		1 福島型給食推進事業 (副食費相当額の負担軽減として、1,000円を減額。) 2 多子世帯負担軽減事業 (生計を一にする最年長の子どもから順に2人目半額・3人目以降無料。)	多子世帯保育料軽減事業 (18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3人目以降の3歳未満の児童、1万又は保育料の1/2のいずれか低い方)	
会津若松市	ない							低い	ある	なし	3号認定こどもの保育料の軽減措置について、多子世帯軽減の第一子の基準範囲を18歳未満まで拡大	なし	なし
郡山市	ない							低い	ある		世帯の市民税所得割額が133,000円未満の世帯の第一子児童に係る保育料の無料化・軽減を実施 18歳未満の兄弟が2人以上いる3歳未満の児童に係る保育料を軽減	18歳未満の兄弟が1人以上いる3歳未満の児童に係る保育料に対し補助 世帯の市民税所得割額が133,000円未満の世帯の第一子児童に係る保育料の無料化・軽減を実施	
いわき市	ある						●赤ちゃん絵本プレゼント事業 対象者及び受給資格者は出産支援金と同じ。 1歳の誕生日に、父又は母が4種類の絵本の中から選択した1冊を、市から送付する。	低い	ある		18歳に満たない者が3人以上いる世帯で、年長の児童から数えて第3子以降で、かつ3歳未満の児童が市の認可施設を利用する際の負担額の軽減		
白河市	ある	①3万円/年 ②5万円(1回のみ)	①クーポン券 3万円分 ②小学校入学祝い金 5万円	①クーポン券 3万円分 ②小学校入学祝い金 5万円	①クーポン券 3万円分 ②小学校入学祝い金 5万円	①クーポン券 3万円分 ②小学校入学祝い金 5万円	①本市に住居登録がある1歳児から3歳児の保護者にクーポン券を交付する。クーポン券は、市内の取扱店舗でオムツやミルクなどの購入時に使用できる。 ②本市に住居登録がある小学校1年生を養育している保護者に、入学祝金を支給する。	低い	ある	1 保育料 なし 2 副食費 第3子以降無償。 ※18歳未満までを第1子とするが、進学等により生計を一にしている場合は18歳以上でも第1子として対象となる。	1 保育料 ・第2子半額第3子以降無償。18歳未満までを第1子とするが、進学等により生計を一にしている場合は18歳以上でも第1子として対象となる。 ・ひとり親等世帯について、市民税所得割額が48,600円以上72,800円未満の場合保育料は5,000円、市民税所得割額が72,800円以上77,100円以下の場合保育料は6,000円となる。 2 副食費 第3子以降無償。 ※18歳未満までを第1子とするが、進学等により生計を一にしている場合は18歳以上でも第1子として対象となる		
須賀川市	ない							低い	ない				
喜多方市	ない							低い	ない				

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い	市町村における独自軽減措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
相馬市	ない							低い	ある	保護者等の所得により、現行の保育料を40%または20%減額 ①市県民税所得割額が97,000円未満の世帯 ⇒ 40%軽減 (年収※約470万円未満の世帯) ②市県民税所得割額が97,000円以上の世帯 ⇒ 20%軽減 (年収※約470万円以上の世帯) ※年収の表示はあくまで目安。			
二本松市	ない							低い	ある	第1子は、月額5,000円又は全額助成(低所得者世帯) 第2子以降は、全額助成(※所得により第2子とする定義は異なる。)	第1子は、月額上限5,000円又は全額助成(低所得者世帯) 第2子以降は全額助成(※所得により第2子とする定義は異なる。)		
田村市	ない							低い	ある	なし ※国の幼児教育・保育の無償化により保育料無料	・第三子以降(年齢制限なし)は保育料全額減免 ※同世帯で扶養しているものに限る	なし	なし
南相馬市	ある	月額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	在宅保育支援金支給事業。市内に住所を有し、かつ居住している者で満3歳に達する日までの乳幼児(0～2歳)を家庭で養育している者。	低い	ある	給食費保護者負担分について軽減及び助成を実施	・0～2歳児について、市独自の制度により保育料無料 ・3～5歳児の給食費保護者負担分について軽減及び助成を実施	市内に住所を有し、市内の認可外保育施設を利用している保護者に対し助成 上限42,000円/月	該当なし
伊達市	ない							低い	ある		国基準より低い保育料を設定している。階層に関わらず、生計が同一の兄弟の人数で保育料を算定。		
本宮市	ない							低い	ある	なし ※国の幼児教育・保育の無償化により保育料無料	・第1子・市民税所得割額非課税世帯…保育料無料、その他の世帯…5,000円減免 ・第2子(就学前施設同時入所で第1子が0～2歳児の場合)…保育料無料、それ以外の場合…5,000円減免	0～2歳児については、公立保育所と同等の助成(ただし、公立保育所保育料を上回らない範囲)	なし ※国の幼児教育・保育の無償化により保育料無料
桑折町	ない							低い	ある	なし	3号認定:独自算定表により保育料を決定	なし	なし
国見町	ない							低い	ある	なし	保育所保育料を一律半額にしている。	なし	なし
川俣町	ない							低い	ある		R6年度から川俣認定こども園に在園している3号認定は保育料を町内在住の保護者に町が全額助成(無償化)している。		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いかな	市町村における独自軽減措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
大玉村	ある	月額1万円				子ども一人に対し1万円(年額)	(月額・年額欄に対する条件)保育施設等を利用していない対象乳幼児(6ヶ月~1歳)を在宅で育児している保護者※その他要件有り(第四子以降)同一世帯の子が、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を5人以上扶養している保護者※その他要件有り	低い	ある	・スクールバス使用料の無料(第3子以降) ・預かり保育料の無料(第3子以降)	・入所時点で保護者及び児童が大玉村に住所がある場合の保育料無料		
鏡石町	ない							低い	ある	副食費無償	副食費無償		
天栄村	ない										村内に住所を有する者は保育料無料。		
下郷町	ない							低い	ある		・2歳児以上の保育料無償化 ・給食費無料 どちらも所得制限なし		
檜枝岐村	ある	月額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	受給資格は檜枝岐村に住所を有する3歳未満の乳幼児を扶養する保護者	低い	ない				
只見町	ある	年額	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	母子・父子家庭の小学生1人当たり7,000円給付	低い	ある		全て無償化		
南会津町	ない							低い	ある	副食費無償	副食費無償 0~2歳児保育料の半額助成		
北塩原村	ある	年額	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	当該年度の4月2日から翌年4月1日までの間に4歳から15歳を迎える児童の保護者に贈呈	低い	ある	無料	18歳に満たない者が3人以上いる世帯で、年長の児童から数えて第3子以降で、かつ0~2歳児である児童の保育料を助成	月額保育料1/2(上限15,000円)を助成	
西会津町	ある	月額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	社会保険等の育児休業手当を受給していない方で、保育施設等を利用していない2歳未満の児童	低い	ある	無料	無料		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定	2号、3号認定	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
磐梯町	ある		小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校及び中学校に入学する年度の4月2日現在において、入学対象となる子又は、父母(養父母)のどちらかが1年以上前から当該に住所を有していること(転入により1年未満の者は、1年経過後に申請可) 対象となる子の父母(養父母)に町税等の滞納がないこと	低い	ある	対象施設無	所得・児童の年齢を問わず保育料を無料化	対象施設無	対象施設無
猪苗代町	ない							低い	ない				
会津坂下町	ある		小学校入学時30,000円 中学校入学時70,000円	小学校入学時30,000円 中学校入学時70,000円	小学校入学時30,000円 中学校入学時70,000円	小学校入学時30,000円 中学校入学時70,000円	支給する年度に、会津坂下町立小学校及び中学校に入学する児童等の保護者	低い	ない				
湯川村	ない							低い	ある	特になし	村内保育所に通所する場合は、保育料無料	特になし	特になし
柳津町	ある		小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校及び中学校に入学する年度の4月2日現在において、入学対象となる子又は、父母(養父母)のどちらかが1年以上前から当該に住所を有していること(転入により1年未満の者は、1年経過後に申請可) 対象となる子の父母(養父母)に町税等の滞納がないこと	低い	ある	対象施設無	所得・児童の年齢を問わず保育料を無料化	対象施設無	対象施設無
三島町	ない							低い	ある	対象施設無し	保育料無料	対象施設無し	対象施設無し
金山町	ある	5,000円/児童1人当たり					3歳に到達する月まで、おむつ代の給付	低い	ある	対象施設無し	保育料無料		
昭和村	ない							低い	ない				
会津美里町	ある		小学校入学時30,000円 中学校入学時30,000円 中学校卒業時50,000円	小学校入学時30,000円 中学校入学時30,000円 中学校卒業時50,000円	小学校入学時30,000円 中学校入学時30,000円 中学校卒業時50,000円	小学校入学時30,000円 中学校入学時30,000円 中学校卒業時50,000円	町内に住所を有する児童の保護者に給付	低い	ある		3号認定のみ 保育料の軽減措置(2子目半額・3子目無償)		
西郷村	ない							低い	ある	-	村独自の軽減率で実施(添付資料 1)	-	-

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定	2号、3号認定	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
泉崎村	ある	月額	0円	5,000円	5,000円	5,000円	乳幼児1人当たり5千円 第2子以降に生まれた3歳までの乳幼児保育施設サービスを受けていない乳幼児	低い	ある	幼稚園保育料、バス使用料、給食費無償 (村税等に滞納がないこと)	第2子以降保育料無償化 ・高年齢順に上から2番目以降で、村内の保育施設に通所する児童 ・村税等に滞納がないことが条件	対象施設なし	対象施設なし
中島村	ない							低い	ある	保育料、バス使用料、給食費無償 ・村税等に滞納がないこと	保育料無償 ・村税等に滞納がないこと		
矢吹町	ない							低い	ある		第3子以降無料化		
棚倉町	ない							低い	ある		第2子1/3、第3子以降無料 (小学校就学前の兄弟を最年長者とし、第1子、次の子を第2子と数える)		
矢祭町	ある	10年間で50万円	なし	なし	2歳～11歳までの10年間5万円ずつで50万円	2歳～11歳までの10年間5万円ずつで50万円	・誕生日の翌月に支給 ・当該児童が、矢祭町に住所を有しなくなった場合は支給しない	低い	ある	入園料のみ 小学校3年生以下の兄、姉を有する世帯で、当該兄姉から数えて第3子以降に該当する場合は入園料無料	兄、姉が在籍している場合、その兄、姉から数えて第2子の場合、半額 第3子の場合、無料	なし	なし
埴町	ある	【入学祝給付金】 小学校・中学校入学の前年に50,000円支給						低い	ある		・給食費無料 ・保育料は保護者の所得所得割課税額、18歳未満の兄弟(姉妹)の状況により、保育料算定		
鮫川村	ない							低い	ある	給食費無償化	給食費無償化 3号認定は保育料が国基準の半分		
石川町	ある	月額10,000円					保育施設等を利用していない対象乳幼児。(生後6ヶ月～3歳未満)を在宅で育児している保護者	低い	ある	副食費補助	公立施設:副食費無料 民間施設:副食費補助	なし	なし
玉川村	ある	5,000円/月					一年以上玉川村に居住していること。3歳になった月まで。	低い	ある	完全無償化	3号認定児保育料 同時に2人以上入所している場合、第2子目保育料半額、第3子目以降無料		
平田村	ある		・小中学校入学祝金 50,000円 ・中学校入学特別支援金 30,000円	・小中学校入学祝金 50,000円 ・中学校入学特別支援金 30,000円	・小中学校入学祝金 50,000円 ・中学校入学特別支援金 30,000円	・小中学校入学祝金 50,000円 ・中学校入学特別支援金 30,000円	本村に住所を有し、3ヶ月以上養育している者	低い	ある	幼児教育・保育無償化により、保育料0円のため独自軽減はなし。	2号は幼児教育・保育無償化により、保育料0円のため独自軽減はなし。 3号は村独自に全年齢無償化。	施設等利用給付を実施。	該当施設なし。
浅川町	ない							低い	ある	町内に住所がある場合授業料の免除	保育料を基準額の1/3に軽減		
古殿町	ない							低い	ある	こども園、預かり保育にかかる料金、給食費は無料。	こども園保育料、給食費・副食費は無料。	該当施設なし	該当施設なし

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子 給付額 (円)	第二子 給付額 (円)	第三子 給付額 (円)	第四子以降 給付額 (円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い か	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定	2号、3号認定	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
三春町	ない							低い	ある	※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	第2子半額、第3子無料 第2子、第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子の中で、最も年長の者を第1子とする。		
小野町	ある		①2万円(年額) ②3万円 ③3万円	①2万円(年額) ②3万円 ③3万円	①2万円(年額) ②3万円 ③3万円	①2万円(年額) ②3万円 ③3万円	①満1～6歳 育児世帯支援給付金 ②小学校入学祝金 ③中学校入学祝金	低い	ある	第2子半額、第3子以降無料 ※第2子及び第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子の中で、最も年長の者を第1子とし、以下順に年齢が小さくなることに第2子、第3子以降の子とする。 副食費の免除	第2子半額、第3子以降無料 ※第2子及び第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子の中で、最も年長の者を第1子とし、以下順に年齢が小さくなることに第2子、第3子以降の子とする。 副食費の免除	多子世帯保育料軽減事業費補助金 満18歳に満たない者が3人以上いる世帯における第3子以降の子どもで3歳未満の者 保育料の1/2又は月額10,000円のいずれか低い額	
広野町	ある		小中学校入学祝金 50,000円	小中学校入学祝金 50,000円	小中学校入学祝金 50,000円	小中学校入学祝金 50,000円	保護者に養育されている子が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学生若しくは中学部に入学し、かつ、保護者が当該入学の日から起算して6个月前から継続して住民基本台帳に記載されているとき	低い	ある	給食費の無償化	2号認定給食費の無償化 3号認定保育料の無償化		
楡葉町	ない							低い	ある	町の住民基本台帳に登録されている児童の場合、保育料・副食費免除	町の住民基本台帳に登録されている児童の場合、保育料・副食費免除		
富岡町	ない							低い	ある	保育料無償	保育料無償 町外避難者へは保育料助成	町外避難者へは保育料助成	
川内村	ある	月額	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	保育施設等を利用していない幼児(1歳～3歳未満)を在宅で育児している保護者 ※その他要件有	低い	ある	給食費無償化	3号認定保育料、給食費の無償化	無	無
大熊町	ない							ほぼ同額	ある	全額免除	全額免除	ない	ない
双葉町	ある	月額	3歳未満15,000円 3歳以上10,000円	3歳未満15,000円 3歳以上10,000円	30,000円	30,000円		ほぼ同額	ある	双葉町内在住者:保育料及び食費の助成 東日本大震災に係る被災者:保育料助成	双葉町内在住者:保育料及び食費の助成 東日本大震災に係る被災者:保育料助成	双葉町内在住者:保育料及び食費の助成 東日本大震災に係る被災者:保育料助成	1号認定対象。給食費、教材費、入園料、保育料の助成。
浪江町	ない							低い	ある		・町立認定こども園 減免措置あり ・避難先の保育所等 基本月額保育料を助成	基本月額保育料を助成	

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
葛尾村	ある	月額20,000円					本村に居住し、かつ住所を有する乳幼児並びに村立学校に通学する児童(15歳に達する以後最初の3月31日を迎えるまでの人)を養育している保護者に対し、児童手当の上乗せとして1か月あたり20,000円を支給。ただし、1年居住しない場合は助成金を全額返納するものとする。	低い	ない				
新地町	ある	①月5,000円 または 10,000円 ②月4,500円					①町営住宅に入居している子育て世帯(子の年齢制限あり) ②在宅で生後4か月から満3歳未満の子を保育する保護者	低い	ある		①同一生計の世帯から町内の保育所に2人以上入所している場合、2人目以降の保育料無料。 ②保育料を完納している世帯へ月3,000円を支給。		
飯館村	ある	子育て応援支援金として、小・中学校入学時に10万円、高校入学時に20万円を支給。					父または母の住所が村にあり、かつ子どもも村に住所がある方。いいいて希望の里学園に入学、進級する方。	低い	ある	令和7年度においては利用料徴収なし	令和7年度においては利用料徴収なし		
市町村合計						26						51	